

【輸出産地に関わる問合せのうち、各品目に関わること】

(園芸・米関係)

品目・担当部局		お問合せ先
<b>果樹（りんご・ぶどう・もも・かんきつ・かき・かき加工品）</b>		
農林水産省 農産局 園芸作物課（園芸流通加工対策室）		03-3502-5958
<b>野菜（かんしょ・かんしょ加工品）</b>		
農林水産省 農産局 地域作物課		03-6744-2115
<b>野菜（いちご及びその他野菜）</b>		
農林水産省 農産局 園芸作物課（園芸流通加工対策室）		03-3502-5958
<b>切り花</b>		
農林水産省 農産局 園芸作物課（花き産業・施設園芸振興室）		03-6738-6162
<b>茶</b>		
農林水産省 農産局 果樹・茶グループ		03-6744-2194
<b>コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品</b>		
農産局 農産政策部企画課（米穀貿易企画室）		03-6738-6069
(北海道)	北海道農政事務所生産経営産業部 生産支援課	011-330-8807
(東北農政局管内)	東北農政局生産部 生産振興課	022-221-6169
(関東農政局管内)	関東農政局生産部 生産振興課	048-740-0409
(北陸農政局管内)	北陸農政局生産部 生産振興課	076-232-4302
(東海農政局管内)	東海農政局生産部 生産振興課	052-223-4622
(近畿農政局管内)	近畿農政局生産部 生産振興課	075-414-9020
(中国四国農政局管内)	中国四国農政局生産部 生産振興課	086-224-9411
(九州農政局管内)	九州農政局生産部 生産振興課	096-300-6227
(沖縄県)	沖縄総合事務局生産部 生産振興課	098-866-1653

【輸出産地に関わる問合せのうち、各品目に関わること】（その他）

品目・担当部署	お問合せ先
<b>製材・合板</b>	
林野庁 木材利用課	03-6744-2299
<b>ぶり・たい・ホタテ貝・真珠</b>	
水産庁 加工流通課	03-3502-4190
<b>清涼飲料水・菓子・ソース混合調味料・味噌・醤油</b>	
農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 食品製造課	03-6744-7180
<b>清酒（日本酒）・ウイスキー・本格焼酎・泡盛</b>	
国税庁 酒税課 輸出促進室（輸出促進第二係）	03-3581-4161(内線3162)

(参考)

# 輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置等（1）

## 輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置

（令和3年度補正予算）

※優先採択とは、審査に当たってのポイントの加算等

### ハード事業

- 1 産地生産基盤パワーアップ事業（新市場獲得対策）（優先採択）  
新市場のロット・品質に対応できる拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備等を支援。

- 2 産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）（優先採択）  
収益力強化に計画的に取り組み産地に対し、計画の実現に必要な集出荷施設の整備等を総合的に支援。

### ソフト事業

- 1 マーケットイン輸出ビジネス拡大緊急支援事業のうち  
①戦略的輸出拡大サポート緊急対策事業のうち分野・テーマ別海外販路開拓支援強化事業（要件緩和）  
新たな需要創出が期待できる取組も含めて、分野・テーマ別に集中実施する民間事業者等による海外販路の開拓・拡大の取組を支援。

- ②コム・コム加工品の輸出事業者が取り組む海外需要開拓等支援（優先採択）  
コム・コム加工品の輸出拡大を図るため、①輸出事業者が輸出産地等と連携して取り組む海外需要開拓等の取組の推進、②輸出拡大のために整備した精米施設・炊飯器等について、海外で求められる認証の取得等を支援。

- 2 輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立対策のうち

- ①海外向け戦略的サブライチエーン構築推進事業（優先採択）

輸出ターゲット国等において物流や小売等の企業も含む複数企業がコンソーシアムを形成して国内と海外市場の間の戦略的サブライチエーンを構築するための取組に対し、事業化可能性調査にかかる費用等を支援。

- ②水産物輸出拡大連携推進事業（優先採択）

生産・加工・流通・輸出等の水産バリューチェーン関係者が連携して国際マーケットに通ずるモデル的な商流・物流の構築を行う際に必要となる費用を支援。

- 3 グローバル産地づくり緊急対策事業のうち

国際的認証取得等支援事業のうち有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業（優先採択）

農業者等による有機JAS認証・GAP認証（GLOBALG.A.P.、ASTAGAP等）の取得や輸出向け商談、有機以外の農産物等の混入防止やGAP認証の取得に必要な農業機械リース、有機JAS認証・GAP認証普及等の取組を支援。

- 4 輸出環境整備緊急対策事業のうち

- ①輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業（優先採択）

食品製造事業者等に対し、輸出先国の規制に対応するため必要な経費を支援し、また、輸出先国の食品製造施設等の登録及びその維持に係る手続に関する制度の周知・相談対応等を実施。

- ②畜産物王ニタリング検査加速化支援事業（優先採択）

E U等向けの畜産物の輸出に必要な牛肉・豚肉・鶏卵・生乳・ケージングの残留農薬等モニタリング検査、乳牛農場におけるブルセラ、牛結核検査、羊、山羊のモニタリング検査を支援。

- 4 輸出環境整備緊急対策事業 続き

- ③コム・コム加工品の規制対応等に対する支援（優先採択）

コム・コム加工品輸出に取り組む事業者に対して、中国向け精米輸出に必要なくん蒸等の海外規制等の対応に要する費用を支援。

- ④植物品種等海外流出防止緊急対策事業（優先的に支援）

優良品種の海外への流出・無断増殖を防止するため、品種登録（育成者権の取得）に係る経費を支援。

- 5 食品産業の国際競争力強化緊急対策事業（優先採択）

①有機JASやJFS規格認証のモデル実証を支援。

②フードテック等による新たな商品・サービスについて、ビジネスモデルの実証を支援。

- 6 木材産業国際競争力・製品供給力強化緊急対策のうち

- ①木材製品等の輸出支援対策のうち輸出先国の規格・基準等に対応した

技術開発等支援事業（優先採択）

輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検査・実証を支援。

- ②木材製品等の輸出支援対策のうち高付加価値木材輸出促進緊急対策事業（優先採択）

CM、SNS等を活用したプロモーション活動を支援。

- ③木材製品等の輸出支援対策のうち特用林産物の販売促進活動支援（優先採択）

特用林産物の輸出先国へのプロモーション活動等を支援。

- 7 担い手確保・経営強化支援事業（優先採択）

農産物の輸出に向けた取組など意欲的な取組により農業経営の発展を図ろうとする担い手に対し、必要な農業用機械・施設の導入を支援。

- 8 スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクトのうち輸出拡大に貢献する栽培技術等の開発（優先採択）

スマート農業と連携しつつ、輸出拡大に貢献する栽培技術等の開発を支援。

(参考)

## 輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置等（2）

### 輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置

#### ハード事業

※優先採択とは、審査に当たったポイントの加算等

(令和4年度予算概算決定時点)

- 強い農業づくり総合交付金(産地基幹施設等支援タイプ) (優先採択)**  
産地農業において中心的な役割を果たしている農業者団体や農業法人等による集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設の導入等を支援。
- 農業農村整備事業等 (優先採択)**  
農業の競争力強化のための農地の大区画化や汎用化、畑地化、新たな農業水利システム構築、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化、耐震化対策、ため池の改修、統廃合等を推進。

- 3 農業競争力強化基盤整備事業 (補助率の嵩上げ)**  
輸出事業計画関連の農地整備事業の実施計画策定を定額助成。
- 4 林業・木材産業成長産業化促進対策 (優先採択)**  
川上と連携して木材の安定的・効率的な供給に取り組み木材加工流通施設及び特用林産振興施設の整備を支援。
- 5 浜の活力再生・成長促進交付金 (優先採択)**  
漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン (浜プラン)」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた共同利用施設の整備等を支援。

#### ソフト事業

- 1 新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業のうち  
フードテックを活用した新しいビジネスモデル実証事業 (優先採択)**  
フードテック等による新たな商品・サービスについて、ビジネスモデルの実証を支援。
- 2 グローバル産地づくり推進事業のうち  
規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業 (優先採択)**  
日本発の規格・認証を活用した輸出のための環境整備を支援。
- 3 マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業 (要件緩和)**  
新市場の獲得も含め、輸出拡大が期待される具体的な分野・テーマについて、民間事業者等による海外販路の開拓・拡大の取組を支援。
- 4 輸出環境整備推進事業 (優先採択)**  
既存添加物等申請事業、施設認定等検査支援事業、畜水産モニタリング検査支援事業、国際的認証資格取得等支援事業により、輸出先国の規制に対応する環境整備を支援。
- 5 植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業 (優先的に支援)**  
我が国優良品種の海外への流出・無断増殖を防止するため、品種登録（育成者権の取得）や侵害対策に係る経費等を支援。
- 6 農業知的財産保護・活用支援事業 (優先的に調査)**  
農業知的財産管理支援機関が海外における知的財産の侵害状況を一元的に監視・把握し、品種開発者の権利行使を支援するほか、農業に係る特許・商標の取得や活用に向けた取組等を支援。
- 7 持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策 (優先採択)**  
省力樹形への新植・改植を支援。また、水田の樹園地への転換や既存産地の改良を通じた、まとまった面積での省力樹形・機械作業体系の導入等と併せて、早期成園化や成園化までの経営の継続・発展等の取組を支援。

- 8 持続的生産強化対策事業のうち  
茶・薬用作物等地域特産物体制強化促進事業 (優先採択)**  
産地の戦略に基づく茶園の新植や改植、輸出向け栽培体系への転換、有機茶やてん茶（抹茶原料）栽培への転換、人材確保策の検討等による生産体制の強化、新需要開拓等に向けた茶の生産・加工技術の導入、コスト低減に資する生産・加工機械のリース導入等を支援。
- 9 持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援  
①大規模契約栽培産地育成強化事業 (優先採択)**  
実需者からの国産野菜の安定調達ニーズに対応するため、加工・業務用・輸出向けの契約栽培に必要な新たな生産・流通体系の構築、作柄安定技術、輸出先国のニーズに対応した生産技術の導入等を支援。  
**②水田農業高収益作物導入推進事業 (都道府県推進) (優先採択)**  
水田農業における高収益な園芸作物の導入・産地化を実現するため、新たに園芸作物を導入する産地における合高形成、園芸作物の本格的な生産を始める産地における機械・施設のリース導入の取組等を支援。
- 10 農家負担金軽減支援対策事業 (対象地区の拡大)**  
土地改良事業の農家負担金の最大5/6を無利子で貸付けする事業の対象に、輸出事業計画の関連地区を追加。
- 11 中山間地農業推進対策 (優先採択)**  
中山間地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援。
- 12 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業 (優先採択)**  
製材・合板等の付加価値の高い木材製品の輸出拡大を図るため、企業の連携によるモデル的な輸出の取組を支援。



(参考)

輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置等（3）

## 輸出事業計画の策定等が必要となる関連事業

2021年5月の輸出関係閣僚会議で取りまとめられた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略フォローアップ」において、「PDCAサイクルを構築し、より効果的な支援策とするため、輸出に関する補助、融資、税制などの支援策について、輸出促進法に基づく輸出事業計画とリンクさせる方向で検討する」ことが明記されました。このことを踏まえ、令和3年度補正予算から、輸出予算事業について、輸出促進法の規定による輸出事業計画とリンクさせることとし、以下に掲載される各種事業において、輸出事業計画の策定等が必要となりました。

なお、事業によって輸出事業計画の提出時期等が異なりますので、具体的な申請手続きについては、各事業の担当にお問い合わせください。

### 【令和3年度補正予算】

- 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策
- 農産物等輸出拡大施設整備事業
- 食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業
- 畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業
- グローバル産地づくり緊急対策のうち青果物輸出産地体制強化加速化事業
- グローバル産地づくり緊急対策のうち加工食品輸出産地確立緊急対策
- 水産物輸出促進緊急基盤整備事業

### 【令和4年度予算】

- 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業
- グローバル産地づくり推進事業のうち農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業
- 食肉流通構造高度化・輸出拡大事業
- 食肉生産流通多角化対策のうち食肉生産流通多角化施設整備支援事業
- 持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援のうち大規模契約栽培産地育成強化事業
- 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業

(参考)

## 輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置等 (4)

(令和4年10月1日からスタート)

# 農林水産物・食品輸出基盤強化資金 (仮称) (日本政策金融公庫法の特例)

- 輸出にチャレンジする事業者を資金面から強力に後押しするため、制度資金を創設。
- ポイントは、
  - ① 輸出促進を目的に、多用途にわたって有利に融資を受けられる独立の資金。
  - ② 非食品の品目もカバーし、長期運転資金や海外子会社への転貸も可能にするなど多様なニーズに対応。
  - ③ 償還期限は25年以内のため大規模投資に対応。

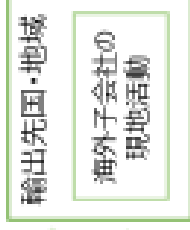
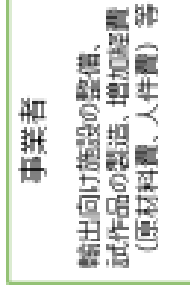
## 資金の概要

- 1 貸付対象者 認定輸出事業者 (農林水産事業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者等)
- 2 貸付限度額 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額 (民間金融機関との協調融資を想定)
- 3 資金使途 改正輸出促進法に基づく認定輸出事業計画に従って実施する事業であって次に掲げるもの
  - ① 農林水産物・食品の輸出事業に必要な製造施設、流通施設、設備の整備・改修費用  
例：EU向け水産物の輸出に必要なHACCP等に対応した加工施設の整備費用、ハラルに対応した食肉処理施設の整備費用、添加物等のコンタミネーションを防止するための製造ラインの増設費用
  - ② 長期運転資金  
例：商品の試作品の製造費用、市場調査やニーズ調査に係る費用、サンプル輸出や商談会への参加に係る費用、プロモーション活動費、製造ライン本格稼働までに必要な増加経費 (原材料費、人件費など)
  - ③ 海外子会社等への出資・転貸に必要な資金  
(転貸に必要な資金の使途は①・②。)

## 4 償還期限

25年以内 (うち据置期間3年以内)

(中小企業者は、10年超25年以内)



※民間金融機関から保証付き借入れをする場合、農林水産省の令和4年度予算事業により、支払った保証料のうち、借入当初から5年間は、保証料の1/2相当額の支援が受けられます。

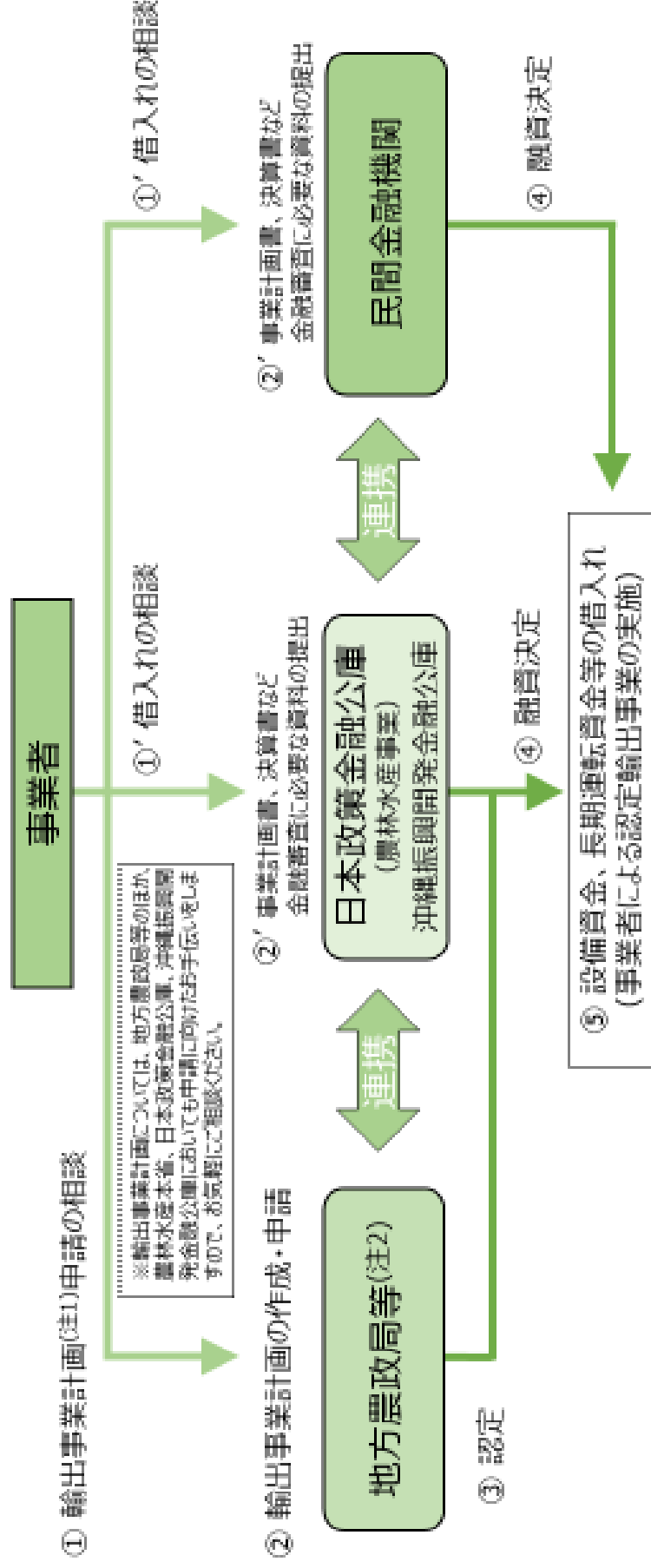
(参考)

輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置等（４）

## 農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称）の借入手続きについて

- 公庫から農林水産物・食品輸出基盤強化資金を借り入れるためには、輸出事業計画を作成し、農林水産省から認定を受ける必要があります。
- 公庫・民間金融機関への借入れの相談と平行して、地方農政局等に対し輸出事業計画の申請に向けた相談を開始してください。
- 融資の決定に当たっては公庫による金融審査があります。

### 70-図



(注1) 輸出事業計画とは、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づき計画で、輸出に關して今後取組む内容として、「目標」対象となる農林水産物又は食品及びその輸出先国(内容及び実施期間)実施に必要な資金の額及びその調達方法」等について記載するものです。

(注2) 輸出事業計画は、最寄りの地方農政局輸出促進課（北海道は北海道農政事務所事業支援課、沖縄県は沖縄総合事務局食料産業課）に提出してください。

(参考)

## 輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置等 (5)

### 農林水産物・食品の輸出拡大に向けた税制上の措置

(令和4年10月1日からスタート)

農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、5年間の割増償却措置を講じ、設備投資後のキャッシュフローを改善することで、事業者の輸出拡大のための活動を後押しします。

#### < 税制特例の概要 >

##### 1. 特例の概要

改正輸出促進法の施行から令和5年度末までの間に、認定輸出事業者が輸出事業計画に従って機械装置、建物等を取得等した場合、当該資産について、

- ① 機械装置は30%
- ② 建物及びその附属設備並びに構築物は35%の割増償却を5年間行うことができる。

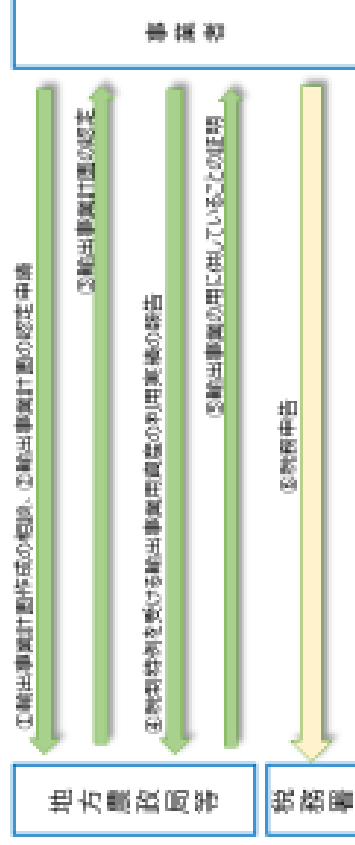
##### 2. 特例の要件

- ① 導入した機械装置、建物等における輸出向け割合が年毎ごとに定める一定の割合以上であること

年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年
割合	15%	20%	25%	30%	40%	50%

- ② 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業の対象でないこと
- ③ 農産物等輸出拡大施設整備事業による補助金を受けないこと

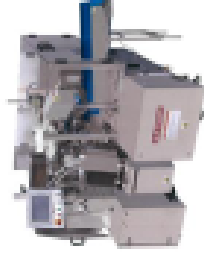
##### 3. 事務手続きの流れ



対象となり得る施設整備の例

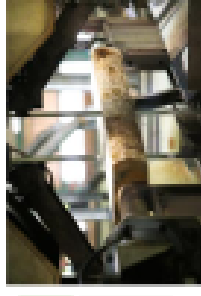
##### 例1 水産加工施設

- ・ 冷凍ホタテ目柱の輸出に手応えがあるが、計量・包装工程を手作業で行っており、生産能力が低いため課題。
- ・ 計量・包装ラインを整備し、生産能力を強化。



##### 例2 木材加工施設

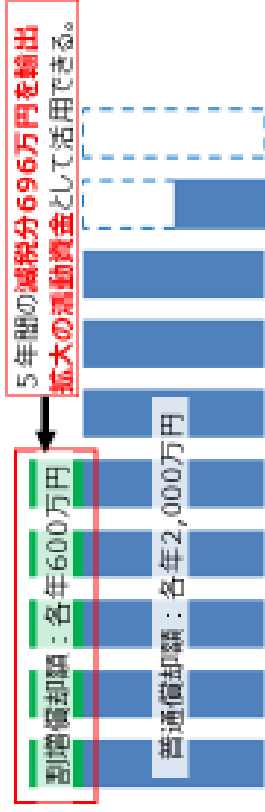
- ・ 米国で流通する木材の規格に合わせて木材を加工するため、対応できる製造ラインを整備。



##### 割増償却の効果

- 2億円の製造用設備（耐用年数10年）を導入した場合、設備導入後5年間にわたり、2,000万円/年の割増償却額に加え、600万円/年※1の割増償却が可能となり、約1,39万円/年※2の法人税が軽減。

※1 普通償却額 (2,000万円) × 割増償却率 (30%) = 600万円  
 ※2 割増償却額 (600万円) × 法人税率 (23.2%) = 139万円



2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031